

令和7年度(令和6年度実績) 事業評価表(多治見市児童発達支援センター)

(2) 市の事業の企画・運営・実施状況(仕様書内)

項目	具体的な取組み	目標	令和5年度の実施状況	令和5年度の 評価	令和6年度の実施状況	令和6年度 の評価	令和6年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和6年度 の評価
1 児童福祉法に規定する事業(児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業等)について								
①	親子療育	主に3歳未満児を対象に、月～金までの午前中に、グループ(1グループあたり6組程度)に分けて指導。 親子でのふれあい遊びや設定遊びを通して、愛着形成を促すとともに、利用児童の発達の様子を確認しながら遊びの経験を広げる。睡眠・食事・排泄・清潔など生活の状態についても確認しながら、保護者と課題を共有し、解決方法を一緒に考える。	令和6年度からの施設のため、実績なし。以下同じ	令和6年度からの実績なし。以下同じ	・236日実施 ・延べ児童数 2,336人 ・1～2歳児は子の生活を考えて10時半から親子グループ療育を実施 1Gあたり 5～6名 ・就園している3歳児は9時から親子グループ療育を実施 1Gあたり 5～6名	19	お父さんと保護者のニーズ、アセスメント・中間評価に基づき、個別支援計画を作成し、同意を得て発達支援を行っている。親子でのふれあい遊びや設定遊びを通して親子の関係づくりを促し、お子さんの発達の様子を確認しながら遊びの経験を広げられるよう支援している。睡眠・食事・排泄・清潔などの生活の状態についても保護者と課題を共有し、解決方法を一緒に考えている。 発達の様子や特性を考慮したグループ編成を行い、職員間でグループごとに大切にしたい関わり、子ども一人一人に合わせた発達のポイントを確認しあい、活動内容を工夫している。 週に2回の発達支援を基本とし、そのうち1回は親子遊びを中心に行い、もう1回は親子遊びと設定遊びの遊びを充実させている。親子で時間を過ごすことで、子どもの要求にじっくりと向き合い、お父さんのできるようになったことの見えや想いの表出・成長の喜びとなる様子をその場で伝えることができる。設定遊びでは、興味・運動機能に合わせ、かつ季節に合わせた活動を行っている。 親子で過ごす時間中に職員も寄り添い、生活の中での困りごとや不安に寄り添い、わかばでの姿から直接支援したり、予測される解決方法を提案したり、一緒に考える姿勢を大切にしている。保護者が子育てに自信を持てるようになることが一番の目標だと考えている。	18.923
②	グループ療育	主に3歳以上児を対象に、月～金に、グループ(1グループあたり5名程度)に分けて指導。配慮が必要な児童は、個別による指導を行う。 発達段階に応じ、数名の利用児童と一緒に遊びや設定を共有し、対大人を中心とした人間関係の基礎を築きながら、個々の遊びの幅を広げる。 大人を支えにしながら友達とかかわる経験を積み重ね、ルールのある遊びや友達を意識した遊びの幅を広げる。	—	—	・237日実施 ・延べ児童数 3,952人 ・発達段階や子の特性・目標によって小集団・多対多・個別と、発達支援のプログラムを提供	19	お父さんと保護者のニーズとアセスメント・中間評価に基づき、個別支援計画を作成し、同意を得て発達支援を行っている。お子さんの成長に合わせて目標を設定しなおし、その時期とは別に必要に応じてケース検討会をおこない、随時適切な発達支援のプログラムに変更している。 3歳以上のお子さんには発達の段階・個別目標に合わせて、多様なプログラムを行っている。地域での生活や今後の生活を見据えて、集団での適応を一つの目標にしている。小集団療育では、同じような課題を持つお子さんが集団で活動を行い、ルールのある遊びや友達を意識できる遊びの経験を広げている。地域での園では、経験しきれない個別の課題に対する学びを必要に応じて活動の中に取り入れている。多対多療育では、発達段階に応じ支援員とペアになって多数のお子さんと活動する発達支援で、大人を支えに友達を意識し、関わり方を経験しながら、互いがモデルになって遊びを広げることができるよう支援している。個別療育は、感覚過敏があったり、より丁寧な環境調整が必要だったり、合理的配慮が必要な場合に支援員と1対1で活動を行い、丁寧に発達支援を行うものとなる。3歳児でも初めて発達支援につながった場合には半年間親子療育を提供している。親子でのふれあい遊びを中心にお子さんの捉えや関わり方を保護者が知り、生活への汎化を目指している。 随時ケース検討会を行い目標が達成でき、地域で不安なく生活していけると判断された場合には、地域の園の姿を確認しううえで、発達支援の終了としている。令和6年度は16名のおさんが終了となった。	18.923
③	個別指導	言語聴覚士及び作業療法士が専門的な支援を必要とする児童に対し、指導を行う。	—	—	・作業療法士・言語聴覚士による専門指導 ・231日実施 延べ児童数 2,431人	20	身体の使い方・手先の使い方についての指導を行う作業療法士とコミュニケーションの力だけでなく考える力、記憶の力のもとなる言葉についての指導を行う言語聴覚士を配置し、個別で指導を行った。臨床観察だけでなく、必要に応じて検査を行い、専門的なアセスメントを交えて専門的個別支援計画を作成し、指導を実施した。保護者同席で行うことにより、家庭での関わり方を知り、専門分野だけでなく生活への指導が行える。個別指導での様子を指導員と共有することにより多面的にお子さんをとらえることができ、発達支援をより充実させている。 「わかば」では一日の指導枠を増やして、保護者やお子さんの生活リズムに合わせるなど、通いやすい指導時間を提供して、指導児童数を増やすことができた。参考：なかよし923名 ひまわり938名 合計1861名	18.923
④	摂食指導の実施	(1)利用状況 利用児童の状態に合わせた食事の形態や量を提供し、食を通して、利用児童の健全育成、生活習慣の獲得を目指す。	—	—	・双葉保育園から給食を搬入 ・延べ給食数 803食 ・給食日数 205日 平均 3.9人/日	19	食事は子どもの生活の中で重要な時間となっており、食事に関する保護者の悩みは多様である。偏食・食べムラ・食べ歩き・食具の使い方・姿勢保持など様々な発達課題にも支援ができる。食事の時間を一緒に過ごすことでこれらの実際の様子を共有し具体的な支援を行うことができる。食具の操作と姿勢の工夫には作業療法士が、口腔機能の課題となる咀嚼や嚥下については言語聴覚士が、給食に参加し職員と保護者に姿を共有した。栄養士の配置により、給食の時間を共有して困り事にも寄り添った。必要に応じて個別に栄養相談を行った。 双葉保育園からの給食運搬なので、就園後の生活のイメージができ、園での給食への配慮も検討することができた。	18.923
⑤	保育所等訪問支援事業の実施	利用児童以外の児童も含めた、支援児に対し、主に半年を1クールとし、一人につき月1～2回程度実施する。 前期：4月～9月 後期：10月～3月	—	—	・159日実施 ・延べ児童数199人 ・1人につき月に2回程度訪問を実施	19	市内の保育園・幼稚園・こども園に保育所等訪問支援員が訪問し、集団適応のための専門的で継続的な支援を行う。園の先生方と支援員について一緒に考え、同じ園に通う子どもたちにとっても有意義な支援を行えるようにしている。半年を1クールとし、月に1～2日、約10名ほどのお子さんに訪問支援を行った。課題とアセスメントの聞き取りを行って、個別支援計画を作成し計画に基づき園での活動に合わせて支援を行っている。支援後は振り返りをしてお子さんと環境の様子を確認し報告書を作る。園と保護者にも報告書を用いて報告し、姿と支援を共有した。 「わかば」に通所していない児童発達支援事業を利用していない児童にも、保育所等訪問事業を単独で行えるようになった。令和6年度は4名のお子さんに実施し、アセスメントや報告書の渡し方など園と連携・協力が必要となった。特に、発達支援を終了のお子さんに実施することができたが、終了後のケアとしても重要な訪問だったと捉えている。	18.923
⑥	障害児相談支援事業	障害児利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う。	—	—	計画相談・モニタリング375件	19	お父さんと保護者の要望を聞いて、お父さんの姿・家庭環境・地域生活を把握して、必要なサービスを提案し計画を作成した。定期的モニタリングを実施し発達支援の様子・保護者からの聞き取り・担当職員からの聞き取りを通して計画の見直しを行った。外部の発達支援事業所を利用するお子さんの障害児相談支援にも対応した。 「わかば」では同一敷地内に相談支援事業所がある利便性を生かして、実際の発達支援の様子や、保護者の聞き取りなど適切な時期に実施することができた。	18.923
⑦	一般相談・専門相談	保護者を対象に発達から子育てなど、幅広い分野に対する相談に応じる。	—	—	・一般相談・専門相談 13件 ・心理士による個別相談 11件 ・療育相談	18	事業の開始に伴い、市内の保育園・幼稚園・こども園や児童館・学校関係に案内を配布し、事業の周知に努めた。経験のある支援員が子育て、集団生活への適応に関する相談に応じた。必要に応じて言語聴覚士や心理士による専門相談を行った。保護者の同意を得たうえで、園や学校など関係機関と連携している。 外部の専門職による専門的相談として歯科衛生士による食べ方の相談・理学療法士による歩行や姿勢の相談会を設けた。保護者やお子さんに対するアドバイスだけでなく、職員も日ごろの疑問に対する答えや発達支援の手法を知ることができた。	18.923

2 センターとしての中核的機能に関する業務								
①	事業所連絡協議会の開催及び運営	(3)自主事業の企画・運営・実施(20点)	1か月に1回以上	—	—	12回/年実施 各研修後には、交流会の時間を保証している	地域の発達支援の中核的機能として、市内の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・相談支援事業所を対象に連絡会議を実施した。6月より地域障がい児支援体制中核拠点の登録を行い、適切に運営した。地域の事業所の要望を会の運営に取り入れた。 当事業所の専門職である作業療法士・言語聴覚士による研修も取り入れた。 貴重な交流の場となるとともに、互いの事業を知る機会となった。具体的な事業運営についての困り感や課題について今後の方向性を共有できた。 その顔の見える付き合いの中で、事業所訪問の機会にもつながった。	19
②	保護者に対する研修会の実施	保護者の集いの場や相談会を主催し、保護者が抱えている課題や悩みを明確にし、保護者向けの研修会を開催する。	年2回以上	—	—	6/21 就学勉強会 (39名) 9/20 就園交流会 (15名) 11/22 心理士勉強会 (14名) 12/6 医師による講演会 (17名) 2/14 就学に向けての勉強会 (27名) 11月～ベアレントトレーニング 全6回13名参加	子どもの発達を支えるだけでなく、保護者も安心して育ちあえるように、時期に応じた勉強会・講演会を実施した。日常的に悩みや困り感に寄り添うだけでなく、外部講師による研修会講演会で子どもの理解を促し、関わり方の糸口を見つけることができている。講話を聞くことで日常的な発達支援の活動や関わりを理解を求めることもできている。 令和6年度の前期にベアレントトレーニングの講習を受講し、後期には保護者を対象としたベアレントトレーニングを実施した。 保護者控え室があることで保護者の集いの場となり、情報交換の場となっている。親の会を組織し、年齢を超えたつながりができ、イベントへの協力もお願いできている。	19
③	地域事業所に対する療育に関する研修会の実施	地域事業所協議会等で出た、地域が抱える課題を解決するため、外部講師を招へいた研修会等を行う。	年2回以上	—	—	7/18 報酬改定について(子ども支援課) 8/30 スマイルブックなどについて(子ども支援課) 9/27 「教育」と「福祉」の連携 10/29 公開療育(関医師) 12/29 講演会(関医師)	事業所連絡会議の交流会で向った要望や具体的学びについて推測し、外部講師として、子ども支援課・精華小学校教頭先生・児童精神科医を招いて研修を行った。 多治見市の意向を伝えつつ、情報提供により円滑な地域支援につながった。また、講演会や公開療育で発達支援の幅を広げることができたと捉えている。	19
④	インクルーシブ教育の充実	地域幼稚園、保育園、小学校、中学校等と連携し、インクルーシブの推進を図る。	随時	—	—	インクルーシブ教育推進委員会への参加 (7/19・12/6・3/14) 9/13鷗之島小学校公開授業参加 5～7月在籍園への訪問	保育所等訪問支援による継続的な訪問と支援員による在籍園への訪問でお子さんの姿を共有し、支援の方向性を共有できた。発達支援に役立て、地域移行を含めたケース検討に活用した。 地域の小学校である鷗之島小学校の活動を知り、交流を深めることができた。 インクルーシブ教育推進委員会では、多治見市児童発達支援センターの事業内容や取り組みを周知した。	19
⑤	地域事業所等への巡回及び指導	地域幼稚園、保育園、小学校、中学校等を必要に応じ巡回し、地域職員等のスキルアップを図る。	随時	—	—	地域事業所への訪問 11/29 放課後等デイサービスの保護者向け説明会(民間事業所と共同開催) 事業所: 11事業所22名 保護者数18	教頭会で事業所についての説明を行い、園長や児童館など地域の子どもの集まる場で事業所の案内と一般相談の案内を配布し周知を行った。多治見市内の福祉事業所には訪問を行い事業の特性について把握することができた。 児童発達支援から放課後等デイサービスへの移行の時期に説明会を開催し、各事業所の特徴を伺うことができた。保護者にとって子どもにも合う事業所を選択できる機会となった。 主に一般相談での相談を行った。必要に応じて言語聴覚士も相談にあたった。 保健センターやなないろ広場・乳幼児教室の主催者と連携し、地域のニーズを確認し、個別の支援を行った。 通所を迷っている保護者が相談により、発達支援につながったケースもあった。 発達支援を終了したお子さん・卒園したお子さんから、過ごせる場所を作ってもらいたい、成長した姿を見たいという要望が複数寄せられ、放課後等デイサービスに転居したお子さんや、卒園したお子さんからの要望も複数寄せられた。	19
⑥	受給者証未所持者への支援の提供	受給者証を持っていないが、発達に不安や悩みを抱えている、もしくは育児に不安を抱えている保護者に対し、集団又は個別による支援を行う場を提供する。	1か月に1回以上	—	—	施設開放日 2/2 参加6家族	保健センターやなないろ広場・乳幼児教室の主催者と連携し、地域のニーズを確認し、個別の支援を行った。 通所を迷っている保護者が相談により、発達支援につながったケースもあった。 発達支援を終了したお子さん・卒園したお子さんから、過ごせる場所を作ってもらいたい、成長した姿を見たいという要望が複数寄せられ、放課後等デイサービスに転居したお子さんや、卒園したお子さんからの要望も複数寄せられた。	18

(3) 自主事業の企画・運営・実施状況

項目	具体的な取組み	目標	令和5年度の実施状況	令和5年度の 評価	令和6年度の実施状況	令和6年度 の取組み、成果、課題分析、評価	令和6年度 の評価	
①	要観察児の事後支援事業への参加	保健センター事業である1歳半健診、ワンパク教室への参加。	ワンパク教室1(月1回)	—	—	ワンパク教室(フォローアップ教室)では、関係機関と情報を共有し保護者支援に努め、必要に応じて発達支援につなげることができた。 地域の子育て力の向上につなげ、安心して子育てに向かえるよう支援した。	18	
②	療育サポート	一時預かりによるサポートを実施。	依頼があれば、できるだけ受け入れる。	—	—	年間のべ 74人利用	途切れない発達支援の提供のために行っている。主に3歳以上児での利用が多く、兄弟の送迎や、家族の対応で利用されている	18
③	なないろ広場	児童センターにおいて、集団参加しにくい等で緩やかな配慮が必要な親子を対象として親子での遊びの機会を提供する。	療育指導員も協力し、児童センターの児童厚生員が中心となって、少人数で話しや活動がしやすい状況で子育て支援を行う。	—	—	なないろとの会議に出席	対象児童がおらず参加していないが、会議には参加し状況を把握している。異動により発達支援経験職員が児童館に勤務しており、なないろ広場だけでなく児童館利用児で発達に不安を抱えている保護者・子どもに対応できていると聞いている。	18
④	関係機関との連携	関係機関との会議や研究会・研修会に参加。	関係機関と情報・知識の共有をする。	—	—	多治見市発達支援委員会(子ども支援課) 多治見市保育研究会支援児部会(子ども支援課) 保育研究会支援児運営委員会(子ども支援課) 通級指導教室(教育相談室)4回/年 就学巡回相談(教育委員会) 多治見市就学等支援委員会(教育委員会) 子育てネットワーク会議 子育て相談会(子ども支援課) 岐阜県障害幼児研究会 東濃地域障害幼児指導方法研究会 東濃機関相談支援センター主催事例検討会2回/年 放課後等デイサービス連絡会 瑞浪市・関市公開療育参加 発達と発達障害を考えるセミナー参加 新任加配保育士向け研修6回/年 岐阜県発達障害者センター研修5回/年参加 専門研修(子ども支援課主催) 虐待・身体拘束研修 地域療育システム支援事業研修	多治見市の子育てから発達支援・就園・就学の途切れない支援のための役割を担い、市の子ども支援課・教育委員会などの発達支援に関わる会議に委員として参加し、必要に応じて情報を提供したり、発達支援の立場から意見を伝えている。顔の見える関係づくりを行い、関係機関との情報交換を行うことができている。依頼を受けてわかばの紹介を行い事業の周知に努めた。 各種研修会・講演会は、情報の取得に努め、順に職員が参加できるように業務を調整した。コロナ禍を超えてオンラインで伝えるものも増え、できるだけ多くの職員が参加できるように態勢を整えた。	19

18.250